

平成27年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成27年7月31日（金）

【開会】 14時00分

【閉会】 15時15分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 濱谷 由美子

【出席職員】

総務部長 三橋

学校支援総合調整担当理事 総合教育センター所長 芹澤

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 山田

学校教育部長 小田嶋

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 小椋

庶務課長 野本

企画課長 古内

庶務課担当課長 田中

文化財課長 服部

文化財課担当係長 竹下

生涯学習推進課長 池之上

生涯学習推進課長補佐 末木

こども本部青少年育成課担当課長 萱原

こども本部青少年育成課 竹田

教育改革推進担当担当課長 田中

担当係長 高橋

書記 今村

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 高橋 陽子

(14時00分 開会)

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、濱谷委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から15時10分までといたします。

3 会議録の承認

【峪委員長】

2月の定例会の会議録を事前にお配りし、お目通しいただいていることと思いますが、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

なお、修正等ございましたら、後ほど事務局までお申し出ください。

4 傍聴（傍聴者 5名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 3 は、議会の報告案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

報告事項 No. 4 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

議案第31号、議案第32号、議案第33号 及び 議案第34号 は、公開することにより、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼす恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

6 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と高橋委員にお願いをいたします。

7 報告事項 I

報告事項 No. 1 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

それでは、報告事項 No. 1 「叙位・叙勲について」御報告申し上げます。

死亡叙位・叙勲を受けられた方がお二方、高齢者叙勲を受けられた方がお三方いらっしゃいまして、受賞者、叙勲名等につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

初めに、死亡叙位・叙勲を受けられた方でございますが、根岸先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、昭和62年に退職されるまでの39年間、教育の充実と発展に御尽力いただきました。特に校長時代には、地域に根差した学校づくりに取り組まれるとともに、小学校児童指導研究会や小学校学級経営研究会の要職を務めるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

篠田先生におかれましては、昭和23年に教職の道を歩み始められ、昭和61年に退職されるまでの38年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、時代の先端を行く視聴覚教育や海外帰国子女教育に率先して取り組まれるとともに、川崎市及び神奈川県教育研究会や中学校長会の要職を務めるなど、中学校教育の発展に多大な功績を残されました。

資料を1枚おめくりいただきまして、続きまして高齢者叙勲を受けられた方でございます。

半田先生におかれましては、昭和22年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの41年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、学校経営に手腕を発揮し、教育環境整備に力を注ぐとともに、川崎市立小学校教育指導研究会長として多くの優秀な教職員を育てるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

山本先生におかれましては、昭和21年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの42年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、アメリカの学校と姉妹校提携を結び、国際理解教育を推進するとともに、小学校教育研究会の要職を務めるなど、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

佐々木先生におかれましては、昭和22年に教職の道を歩み始められ、昭和63年に退職されるまでの41年間、教育の充実と発展に御尽力をいただきました。特に校長時代には、地域と密接に連携する体制づくりに尽力するとともに、川崎市教育委員会から学級経営研究の委嘱を受けるなどして、教職員の育成にも積極的に取り組み、小学校教育の発展に多大な功績を残されました。

いずれの先生方もその長年の教育功労に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。

説明につきましては以上でございます。

【峪委員長】

はい。ありがとうございました。質問等ありますか。

それでは、承認よろしいですか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

ありがとうございました。

を進めることを求める請願)の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第2号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。また、請願者より意見陳述を希望する旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また、認める場合は何分程度とするか、御審議いただきたいと存じます。

以上でございます。御協議のほど、よろしくお願い致します。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第2号の取り扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

次に、請願の意見陳述についてでございますが、これを認め、その時間については、10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定させていただきます。

8 議事事項 I

議案第29号 「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除の決定及び告示について

【峪委員長】

文化財課長 お願いいたします。

【文化財課長】

それでは、「千年伊勢山台官衙遺跡」の市指定解除について御説明申し上げます。

議案第29号をごらんください。

1ページは、千年伊勢山台官衙遺跡の市指定解除についての告示文（案）でございます。

2ページ以降の説明資料により御説明を申し上げます。2ページをごらんください。「橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に伴う、千年伊勢山台官衙遺跡の市重要史跡の指定解除手続の流れ」についてでございますが、「①指定解除を行う理由」「②教育委員会より川崎市文化財審議会への諮問」につきましては、平成27年5月29日に開催されました教育委員会定例会において議案として御説明させていただき、御審議の上、川崎市文化財審議会宛てに指定解除の諮問について議決をいただいております。

3ページをごらんください。国史跡に指定されました橘樹官衙遺跡群の位置図でございます。向かって右側の橘樹郡衙跡、左側の影向寺遺跡をあわせて橘樹官衙遺跡群として国史跡に指定されたものでございます。橘樹郡衙跡の国史跡の指定範囲の中に赤で示している部分が千年伊勢山台官衙遺跡であり、国史跡と重複する市重要史跡の指定解除を行うものです。

次に4ページをごらんください。教育委員会より川崎市文化財審議会への諮問書の写しでございます。

続いて2ページにお戻りいただきまして、③でございますが、「川崎市文化財審議会より教育委員会への答申」をごらんください。教育委員会からの諮問を受け、平成27年6月15日に開催された川崎市文化財審議会に議案として提出し、審議の結果、千年伊勢山台官衙遺跡につきましては、川崎市文化財保護条例第6条第1項第4号の規定により、市重要史跡の指定解除が妥当である旨の答申をいただいております。

次に5ページをごらんください。川崎市文化財審議会より教育委員会への答申書の写しでございます。

恐れ入りますが、再び2ページにお戻りいただきまして、「④教育委員会による指定解除の決定、告示」をごらんください。川崎市文化財審議会からの答申に基づき、教育委員会において指定解除の決定をいただき、川崎市公報への告示を行いたいと存じます。告示の内容は1ページにございます議案第29号の告示文（案）のとおりでございます。

以上、御説明を申し上げます。御審議のほどよろしく願いをいたします。

【峪委員長】

はい、質問等ありますか。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第30号 青少年教育施設における指定管理者制度の継続について

【峪委員長】

生涯学習推進課長、こども本部青少年育成課担当課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

では、よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第30号につきまして御説明申し上げます。本議案は、指定管理者制度により管理運営を行っております青少年教育施設のうち、川崎市青少年の家及び川崎市子ども夢パークの指定管理者制度の継続につきましてお諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。こちらは本議案の教育委員会への付議についての市民・こども局こども本部長からの依頼文の写しでございます。

2ページをごらんください。青少年教育施設における教育委員会とこども本部との関係についてお示ししてございます。青少年教育施設の事務につきましては、教育委員会事務の委任等に関する規則第2条及び第3条の規定に基づき、こども本部長に事務委任又は補助執行しているところでございまして、上段の表はこれらの条文を表にまとめたものでございます。そのうち下から2つ目の指定管理者に関することにつきましては、補助執行しており、教育委員会とこども本部が連携して事務を行っているところでございます。なお、表の欄外に事務委任と補助執行について簡単にお示しさせていただきましたが、事務委任とは受任庁が自己の名においてその事務を処理するもの、補助執行とは、対外的には本来の権限を有する執行機関の名において、その事務を処理するものとされているところでございます。

次に、下側の表につきましては、先ほどの教育委員会事務の委任等に関する規則第3条第9項第5号の青少年教育施設にかかる指定管理者に関することについて、その具体的な事務の内容をまとめたものでございまして、表中一番下側の網かけをしてございますが、このたびの議案は、こども本部の総括評価結果などを踏まえ、青少年教育施設における指定管理者制度の継続の可否につきまして、御審議をいただくものでございます。

3ページをごらんください。こちらには、このたび指定管理者制度の継続につきましてお諮りする青少年教育施設の名称等を記載してございます。

それでは、4ページ以降の資料のそれぞれの施設の概要及び総括評価シートにつきましては、補助執行課である、こども本部青少年育成課担当課長より御説明させていただきます。

よろしくお願ひします。

【こども本部青少年育成課担当課長】

こども本部青少年育成課施設指導調整担当課長でございます。よろしくお願ひいたします。

議案第30号により、川崎市青少年の家と川崎市子ども夢パークの管理運営について、指定管理期間を通じた指定管理業務の総括評価を踏まえた指定管理者制度の継続について審議をお願いいたします。

初めに、川崎市青少年の家の総括評価について御説明いたします。

議案書4ページの「川崎市青少年の家 施設概要」をごらんください。この施設は宮前区宮崎に位置し、昭和63年7月に開設いたしました。建物の規模、概要についてはこちらに記載のとおり

りでございます。

1枚おめくりいただき、総括評価シートをごらんください。こちらは、7月13日に開催しましたこども本部指定管理者選定評価委員会における外部委員の評価結果でございます。

「1. 業務の概要」をごらんください。業務の概要は記載されているとおりで、指定管理者は、代表団体を公益財団法人川崎市生涯学習財団、構成団体を特定非営利活動法人教育活動総合サポートセンターとする川崎市青少年の家共同運営事業体でございます。事業期間全体の評価の各項目の評価につきましては、こちらの評価シートに記載したとおりでございまして、良好な管理運営がなされているとの評価でございました。

次に6ページをごらんください。6ページの3の2の項目をごらんください。指定管理制度の活用による効果でございますが、制度導入前に比べまして、利用者数が約10%増加し、経費については、年間平均で2,081万2,000円、期間全体では1億406万円の節減効果が認められております。

次に、3の4、指定管理者制度以外の制度の活用についてでございますが、指定管理制度導入により、直営時よりも低い経費でよりよいサービスを提供しております。今後、利用の増加が見込まれており、直営による管理運営に戻すことはコスト面から現実的ではなく、期間を5年間として指定管理制度を継続する方針としております。

4の今後の事業運営の方針につきましても、引き続き5年間指定管理による管理運営を行ってまいりたいと存じます。川崎市青少年の家の総括評価についての説明は以上でございます。

続きまして、川崎市子ども夢パークについて御説明をいたします。

7ページをお開きください。7ページ、「川崎市子ども夢パーク 施設概要」でございます。この施設は高津区下作延に位置し、平成15年7月に開設いたしました。建物の規模、概要につきましては記載のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして、総括評価シートをごらんください。こちらは青少年の家と同じく、外部委員による評価結果でございます。

業務の概要をごらんください。業務内容はこちらに記載されているとおりで、指定管理者は、代表団体を公益財団法人川崎市生涯学習財団、構成団体を特定非営利活動法人フリースペースたまりばとする川崎市子ども夢パーク共同運営事業体でございます。

事業期間全体の評価につきましては、各項目の評価は記載をしたとおりでございまして、良好な管理運営がなされているとの評価でございました。

次に9ページをごらんください。3の2の項目をごらんください。指定管理制度の活用による効果でございますが、制度導入前に比べて、利用者数は104.1%増、約2倍強に増加しております。経費については、年間平均で約3%増加しておりますが、利用者数が倍増しておりますので、効果的・効率的に運営されたものと考えております。

次に、3の4をごらんください。指定管理者制度以外の制度の活用についてでございますが、指定管理制度導入により、導入以前よりも効率的・効果的にサービスを提供しております。今後も利用の増加が見込まれており、直営等により管理運営を行うことはコスト面から現実的ではなく、期間を5年間として指定管理制度を継続する方針としております。

4の今後の運営方針でございますが、財政的負担を抑えて質の高いサービスを提供するために、引き続き5年間、指定管理制度による管理運営を行ってまいりたいと存じます。

川崎市子ども夢パークについての説明は以上でございます。

以上、御説明しましたとおり、川崎市青少年の家、川崎市子ども夢パークともに指定管理者制度の導入によりまして、経費を節減しつつ、市民への良質なサービスの提供を行っており、指定管理期間を通した総括評価においても良好な管理運営がなされているとの評価であることから、引き続き5年間、指定管理者制度を継続することを提案させていただきます。

以上でございます。

【峪委員長】

はい。ありがとうございました。御質問等ありますでしょうか。

【高橋委員】

わかれば教えていただきたいんですけど、特に青少年の家のほうで、直営よりも低いコストで運営がより効果的という御説明の中で、数字的にも示されているわけですが、これは主にどういうところでこういう結果に、年間これぐらい下がって、5年間ではこれぐらい下がったという額が6ページの3の2の評価のところに書いている御説明があったのですけれども、どんなところであったのか教えていただきたいです。特に今後、指定管理制度の継続というのも非常に必要なことなのかなと思う一方で、川崎市って、今、市長を中心に、非常にスクラップ・スクラップ・ビルドというんですか、というようなことを掲げている中では、削減するところは削減するかもしれないけれども、かけるところにもかけるという、非常に大事な評価の視点というのがあるのかなと思うので、参考までに教えていただければと思います。

【こども本部青少年育成課担当課長】

経費の節減につきましては、光熱水費とか、そういったところで細かいところを言いますと、利用時間の少ないときにはまめに電気、照明を抑えるとか、消耗品とか、そういったものの使用についても効率的に行っているといったこと、それから人件費で言いますと、民間の人材を有効に活用して、それでコストダウンを図るということで聞いております。

【高橋委員】

もう一個、評価を適切にされているとは思いますが、今後の指定管理の継続でという中で、特に教育って、何というんですか、人件費が主にかかるところだと思うんですね。教育にかかる学校現場もそうだし、こういった施設の運営とかもそうなんだけれども、その際に、非常に今後大事だと思っているのは、仮に指定管理制度を継続したとしても、この有効性というのはただお金が下がったということだけじゃなくてという御説明があったというのは十分承知で、人件費を簡単に下げていくという話はまた違う話なのかなと思うんですね。そこも含めた評価というのを、恐らく今回もされたと思うんですけど、この次も指定管理というのを継続する場合に、比較的入札とか、そういうふうになってくると、その辺で下がりぎみ傾向になるのかなと。その意味というのも、ぜひ評価の中に入れていただくような形での継続というのをぜひお願いしたいです。非常にはかりにくいところですので、カットすればいいというものではないということをつけ足しでお願いしたいと。

【峪委員長】

特にカットしているというものではないと思うんですけどもね。

【高橋委員】

特にだから人件費のところが。

【峪委員長】

人件費に関しては、最低賃金制度という歯どめがありますから。

【こども本部青少年育成課担当課長】

それについてはしっかりと守っております。

【峪委員長】

ね。守ってやらないと。

【こども本部青少年育成課担当課長】

指定管理料の調整とかも行ってございまして。

【高橋委員】

その最賃は当然であって、最賃だけでいいのかということも含めてですよ。

【峪委員長】

ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 3 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No. 3、地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について御説明申し上げます。

お手元の報告事項 No. 3 をごらんください。市長の専決事項の指定について第 2 項による専決処分でございます。

専決年月日は平成 27 年 6 月 22 日、損害賠償の額は 370 万円でございます。

事件の概要でございますが、平成 24 年 7 月 19 日、青少年の家の園庭で市立学校の校外学習中、被害者が花火をしていたところ、花火の火によって当該被害者の衣服の一部が燃え、負傷したものでございます。市の法的責任でございますが、本件は、市立学校の校外学習時の事故であり、国家賠償法第 1 条第 1 項の損害賠償責任があることを認めたものでございます。

こちらの専決処分につきましては、9 月から開催される平成 27 年第 4 回市議会定例会に報告される予定となっております。

以上でございます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。御質問はありますか。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 4 は承認された。

10 議事事項Ⅱ

議案第 31 号 川崎市社会教育委員の委嘱について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、議案第31号につきましてご説明申し上げます。

本議案は、川崎市社会教育委員におきまして、推薦団体から委員の変更についての申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。表の左側には、選出区分、新委員の氏名、現職を記載してございます。また、表の右側には、現委員の氏名等を記載してございます。このたび、2号委員の市内の社会教育関係団体等から推薦された者について、新たに齊藤植栄氏に委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、川崎市社会教育委員条例の規定に基づきまして、前任者の残任期間となり、平成27年8月1日から平成28年4月30日までとなるものでございます。

3ページには、関係法規を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

はい。ありがとうございました。この件について質問ありますか。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第32号 川崎市社会教育委員の臨時委員の委嘱について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、議案第32号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、川崎市社会教育委員の臨時委員として専門部会の委員を委嘱しているところでございますが、このたび推薦団体から委員の変更の申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

初めに、議案書の第1ページをごらんください。黒川青少年野外活動センター部会でございます。表の左側には選出区分、新委員の氏名、現職を記載してございます。このたび、社会教育関係団体から推薦された者について、新たに鴨志田容子氏に委嘱するものでございます。

次に2ページをごらんください。少年自然の家部会でございます。こちらは社会教育関係団体か

ら推薦された者について、新たに吉田美幸氏に委嘱するものでございます。

委嘱期間につきましては、いずれの部会の委員につきましても、平成27年8月1日から平成28年4月30日までとするものでございます。

説明につきましては以上でございます。

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第33号 川崎市高津市民館の運営審議会委員の委嘱について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

それでは、議案第33号につきまして御説明申し上げます。

本議案は、川崎市高津市民館の運営審議会におきまして、推薦団体から委員の変更についての申し出がございましたので、お諮りするものでございます。

議案書の1ページをごらんください。表の左側には選出区分、新委員の氏名、現職を記載してございます。また、表の右側には現委員の氏名等を記載してございます。このたび、2号委員の区内の社会教育関係団体等から推薦された者について、新たに山上悟司氏に委嘱するものでございます。委嘱期間につきましては、川崎市市民館条例の規定に基づきまして、前任者の残任期間となり、平成27年8月1日から平成28年4月30日までとなるものでございます。

2ページには関連法規を記載してございますので、後ほど御確認いただきたいと存じます。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

【峪委員長】

はい。ありがとうございました。これについても原案のとおりでよろしいですか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。ありがとうございました。

議案第34号 川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について

【峪委員長】

教育改革推進担当担当課長 お願いいたします。

【教育改革推進担当担当課長】

議案第34号「川崎市学校運営協議会委員の委嘱等について」御説明します。

資料をごらんください。このたび、中野島中学校並びに荻宿小学校の学校運営協議会から、委員の任期途中の変更につきまして、別紙のとおり申し出がございました。

まず別紙1をごらんください。中野島中学校につきましては、教育懇話会代表の交代に伴う地域住民委員の変更でございます。任期につきましては、明日8月1日から指定期間満了となる平成28年3月31日までとなります。

次に、別紙2をごらんください。荻宿小学校につきましては、校内部署の変更に伴う教職員委員の変更でございます。任期につきましては、明日8月1日から指定期間満了となります平成30年3月31日までとなります。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

これにて非公開案件を終了といたします。

11 その他

教科用図書採択に係る教育委員会について

【峪委員長】

次に、その他でございますが、平成28年度に市立学校で使用する教科用図書の採択を行うため、「川崎市教育委員会会議規則」第2条に基づき、教育委員会臨時会を招集するにあたり、事務局より説明をお願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、教育委員会会議規則に基づきまして、臨時会の開催について御説明をさせていただきます。

す。

お手元の資料で、会議規則と傍聴人規則を資料として御用意させていただいておりますので、それを参考にしながら御説明します。

まず初めに、日時、会場でございますが、既に御承知のとおり、今年度、中学校で使用する教科用図書の採択がえの年でございます。多くの方が傍聴にお見えになることが想定されますので、昨年同様に、日時、会場につきまして検討していきたいと思っております。

まず、日程ですが、8月16日日曜日、午前10時から総合教育センター第1研修室と考えているところでございます。

次に、傍聴人の定員についてでございますが、当日、総合教育センターの第1研修室、さらにはその前のロビーを活用いたしまして傍聴席を用意する予定でございます。しかし、やはりスペースに限りもあること、また非常時等の安全対策等も考えますと、お手元の資料の傍聴人規則第2条に基づきまして、180名と定員を定めたいと思っております。なお、当日午前9時の時点で定員を超えた場合は抽せんという形を考えております。なお、9時の時点で定員を満たしていない場合は、定員に達するまで先着順で受け入れを検討したいと思っております。

なお、当日の運営、また議事のスケジュールにつきましては、今、所管課のほうと調整をしておりますので、後日またお知らせをしたいと思っております。

以上、教科書採択にかかる臨時会についての確認を含めて御説明をさせていただきました。御協議のほどよろしく願いいたします。

【峪委員長】

それでは、事務局の案どおり、8月16日日曜日、午前10時から総合教育センター第1研修室にて、教科用図書採択に係る教育委員会臨時会を招集いたします。また、傍聴人の定員を180名と定め、当日午前9時の時点で傍聴希望者が定員を超えた場合は、抽選とすることに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

12 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。

(15時15分 閉会)